

米国関税措置の影響等を受ける中小企業の資金繰りを 支援するため、県制度融資「経済変動対策融資」を拡充しました。

米国関税措置に伴う県内企業への影響が懸念される状況を踏まえ、香川県、県内金融機関及び香川県信用保証協会が協力して県制度融資「経済変動対策融資」を拡充し、中小企業の資金繰りを支援することとしました。

〈経済変動対策融資とは〉

経済的環境の変化により、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な中小企業者に対し、運転資金を融通するもの

詳細は次のURL（香川県経営支援課「経済変動対策融資」）でご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/youushi/09.html>



〈拡充の内容〉 詳細は裏面をご覧ください

- 融資対象者の拡大(追加)により、売上高等の減少が現れた早い段階から融資利用が可能となるようにします。
- 据置期間の延長及び融資利率の引下げにより、融資に係る中小企業の負担を軽減します。

拡充の項目	現 行	拡充後（7/15～）
融資対象者の拡大	<ul style="list-style-type: none">・直近3月又は6月の売上高が直近3年のいずれかの同期比▲5%・直近3月若しくは6月又は直近決算期の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比▲5P など	<ul style="list-style-type: none">・同左・同左・<u>直近1月の売上高が直近3年のいずれかの同期比▲10%+今後2月の売上高(見込)が直近3年のいずれかの同期比▲5%</u>・<u>直近1月の売上総利益率又は営業利益率が直近3年のいずれかの同期比▲10P+今後2月の売上総利益率又は営業利益率(見込)が直近3年のいずれかの同期比▲5P</u> など
据置期間の延長	<ul style="list-style-type: none">・<u>2年以内</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>3年以内</u>
融資金利率の引下げ	<ul style="list-style-type: none">・融資期間7年以内 <u>1.7%</u>・融資期間7年超 <u>2.0%</u>	<ul style="list-style-type: none">・融資期間7年以内 <u>1.5%</u>・融資期間7年超 <u>1.8%</u>

〈適用時期〉

令和7年7月15日の申込み分から適用

現在の制度		経済変動対策融資	
1. 融資対象者	<p>県内で1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの</p>		
2. 資金用途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金		
3. 融資金額	80,000千円以内		
4. 融資期間	10年以内（据置期間 <u>2年以内</u> ） 原則として毎月元金均等償還とする		
5. 融資利率	融資期間7年以内 <u>1.7%</u> 、融資期間7年超 <u>2.0%</u>		
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は 年 0.60%とする		
7. 担保	必要に応じて徴求する		
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる		
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、 香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、 高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行		
10. 申込方法	各取扱金融機関が定める融資申込書に香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び県が定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする なお、経営安定関連（セーフティネット）保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町長の認定書の添付を要する		
11. 備考	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の取扱いは、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるとおりとする		

拡充後（7/15～）		経済変動対策融資	
1. 融資対象者	<p>県内で1年以上引き続き同一事業を営む中小企業者又は組合であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの</p> <p><u>(6) 最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて10%以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</u></p> <p><u>(7) 最近1か月の売上高総利益率又は営業利益率が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて10ポイント以上減少し、かつ、今後2か月間で見込まれる売上高総利益率又は営業利益率の合計が直近3か年のいずれかの同期の売上高総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少して、経営の安定に支障が生じているもの</u></p>		
2. 資金用途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金		
3. 融資金額	80,000千円以内		
4. 融資期間	10年以内（据置期間 <u>3年以内</u> ） 原則として毎月元金均等償還とする		
5. 融資利率	融資期間7年以内 <u>1.5%</u> 、融資期間7年超 <u>1.8%</u>		
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は 年 0.60%とする		
7. 担保	必要に応じて徴求する		
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる		
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、 香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、 高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行		
10. 申込方法	各取扱金融機関が定める融資申込書に香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び県が定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする なお、経営安定関連（セーフティネット）保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町長の認定書の添付を要する		
11. 備考	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合の取扱いは、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定めるとおりとする		